

平成十八年厚生労働省令第三十九号

厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則
石綿による健康被害の救済に関する法律(平成十八年法律第四号)第二条第二項、第六十条第一項第二号ニ、第八十五条及び第八十六条並びに同法第六十九条第二項の規定により適用する労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四四年法律第八十四号)第十二条第三項並びに石綿による健康被害の救済に関する法律施行令(平成十八年政令第三十七号)第十二条第三項の規定により適用する労働保険の保険料の徴収等に関する法律(第二十条第一項の規定に基づき、厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則を次のように定める。)

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 一般拠出金の納付の手続等(第二条の二・第二条の十)
- 第三章 特別遺族給付金の請求の手続等(第三条・第二十七条)

附則

第一章 総則

(事務の所轄)

- 第一条** 石綿による健康被害の救済に関する法律(以下「法」という。)第三十五条第一項の規定により労災保険適用事業主(同項の労災保険適用事業主をいう。以下同じ。)から徴収する一般拠出金(以下「一般拠出金」という。)に関する事務(第三項の事務を除く。)並びに次項の規定による労働基準監督署長及び公共職業安定所長に対する指揮監督に関する事務は、第二条の三の三の規定により官署支官(予算決算及び会計令(昭和二十一年勅令第六十五号)第一条第二号に規定する官署支官をいう。以下同じ。)が行う法第三十八条第一項の規定により準用する労働保険の徴収等に関する法律(以下「徴収法」という。)第十九条第六項の規定による還付金の還付に関する事務を除き、厚生労働大臣の指揮監督を受けて、事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長(事業場が二以上の都道府県労働局の管轄区域にまたがる場合には、その事業の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長。以下「所轄都道府県労働局長」という。)が行う。
- 第二項** 前項の事務のうち次章の規定による事務は、都道府県労働局長の指揮監督を受けて、次の区分に従い、事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長(事業場が二以上の労働基準監督署の管轄区域にまたがる場合には、その事業の主たる事務所の所在地を管轄する労働基準監督署長。以下「所轄労働基準監督署長」という。)又は事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長(以下「所轄労働基準監督署長」という。)は事業場の所在地を管轄する公共職業安定所の管轄区域にまたがる場合には、その事業の主たる事務所の所在地を管轄する公共職業安定所長。以下「所轄公共職業安定所長」という。)が行う。
- 第三項** 徴収法第三十九条第一項に定める事業以外の事業(以下「一元適用事業」という。)のうち労働保険事務組合(徴収法第三十三条第三項の労働保険事務組合をいう。以下同じ。)に一般拠出金の納付その他一般拠出金に関する事項(以下「一般拠出金事務」という。)の処理を委託しないもの及び徴収法第三条の労働者災害補償保険(以下「労災保険」という。)に係る労働保険の保険関係(以下「労災保険の保険関係」という。)が成立している事業のうち徴収法第三十九条第一項に定める事業並びに労災保険の保険関係のみが成立している事業に係る事務(以下「所轄労働基準監督署長」という。)
- 第四項** 一元適用事業のうち労働保険事務組合に一般拠出金事務の処理を委託するものに係る事務
- 第五項** 所轄公共職業安定所長
- 第六項** 一般拠出金及びこれに係る徴収金の徴収に関する事務は、事業場の所在地を管轄する都道府県労働局労働保険特別会計歳入徴収官(事業場が二以上の都道府県労働局の管轄区域にまたがる場合は、その事業の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局労働保険特別会計歳入徴収官。以下「所轄都道府県労働局歳入徴収官」という。)が行う。
- 第七項** 法第六十五条第六十六条、第七十条、第七十三条及び第七十四条に規定する厚生労働大臣の権限は、都道府県労働局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

ものは、当該労働基準監督署長に委任する。ただし、都道府県労働局長が自らその権限を行ふことを妨げない。

法第五十九条第一項に規定する特別遺族給付金(以下「特別遺族給付金」という。)に関する事務は、厚生労働省労働基準局長の指揮監督を受けて、所轄都道府県労働局長が行う。

前項の事務のうち特別遺族給付金の支給に関する事務は、都道府県労働局長の指揮監督を受け、所轄労働基準監督署長が行う。

(対象疾病)

- 第二章 一般拠出金の納付の手続等**
- (一般拠出金申告書)
- 第一条** 法第二条第二項の厚生労働省令で定める病は、じん肺管理区分が管理四に相当すると認められる者に係る石綿肺(石綿による健康被害の救済に関する法律施行令(以下「令」という。)第一条第一号に規定する疾病を除く。)、じん肺管理区分が管理二若しくは管理三に相当すると認められる者に係る石綿肺と合併したじん肺法施行規則(昭和三十五年労働省令第六号)第一条第一号から第五号までに掲げる疾患又は良性石綿胸水とする。

- 第二条** 法第三十八条第一項の規定により読み替えて準用する徴収法第十九条第一項及び第二項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。
- 一 労働保険番号
 - 二 労災保険適用事業主の氏名又は名称及び住所又は所在地
 - 三 賃金総額(法第三十七条第一項の賃金総額をいう。)
 - 四 一般拠出金率(法第三十七条第三項の規定により定められる一般拠出金率をいう。)
 - 五 事業に係る労働者数
 - 六 労災保険適用事業主が法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第十五項に規定する法人番号をいう。)を有する場合には、当該労災保険適用事業主の法人番号
- 法第三十八条第一項において読み替えて準用する徴収法第十九条第一項の規定による申告書(労働保険事務組合に労働保険事務の処理が委託されている事業に係るものを除く。)の提出は、特定法人(事業年度(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第十三条及び第十四条に規定する事業年度をいう。)開始の時における資本金の額、出資金の額若しくは銀行等保有株式取得機構がその会員から銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律(平成十三年法律第百三十一号)第四十一条第一項及び第三項の規定により納付された同条第一項の当初拠出金の額及び同条第三項の売却時拠出金の額の合計額が一億円を超える法人、保険業法(平成七年法律第百五号)第二条第五項に規定する相互会社、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第一百九十八号)第二条第十二項に規定する投資法人又は資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)第二条第三項に規定する特定目的会社をいう。)においては、電子情報処理組織(政府の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において同じ。)と特定法人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。)を使用して行うものとする。ただし、電気通信回線の故障、灾害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、電子情報処理組織を使用しないで該申告書の提出を行うことができる場合は、この限りでない。
- (一般拠出金の還付)
- 第二条の三** 労災保険適用事業主が、法第三十八条第一項の規定により準用する徴収法第十九条第四項の規定による通知を受けた日の翌日から起算して十日以内に、既に納付した一般拠出金の額のうち、同項の規定による通知を受けた一般拠出金の額を超える額(以下「超過額」という。)の還付を請求したときは、官署支官又は事業場の所在地を管轄する都道府県労働局労働保険特別会計資金前渡官吏(以下「所轄都道府県労働局資金前渡官吏」という。)は、その超過額を還付するものとする。

- イ 当該労災保険適用事業主の事業が五人未満委託事業（労働保険事務組合に対する報奨金に
関する省令（昭和四十八年労働省令第二十三号）第二条第一項第六号に規定する五人未満委
託事業をいう。次号イにおいて同じ。）、五人以上十五人以下委託事業（同項第七号に規定す
る五人以上十五人以下委託事業をいう。次号イにおいて同じ。）又はそれ以外の事業のいず
れの事業に該当するかの別

ロ 当該労災保険適用事業主が事業主の団体の構成員である事業主若しくはその連合団体を構
成する団体の構成員である事業主又はそれ以外の事業主のいずれの事業主に該当するかの別

ハ 当該労災保険適用事業主の事業の労働保険番号、徴収法第十二条第三項の規定の適用の有
無、成立している保険関係、事業の名称、事業の行われる場所及び事業の種類

二 本 当該労働保険適用事業主から一般拠出金事務の処理を委託された又は解除された年月日

ハ 入者をいう。次号ヘにおいて同じ。）、第二種特別加入者（徴収則第二十二条第一項に規定す
る第二種特別加入者をいう。同号ヘにおいて同じ。）及び第三種特別加入者（徴収則第十八
条の二第一項に規定する第三種特別加入者をいう。同号ヘにおいて同じ。）に関する事項

二 労働保険料等徴収及び納付簿

イ 一 当該労災保険適用事業主の事業が五人未満委託事業、五人以上十五人以下委託事業又はそ
れ以外の事業のいずれの事業に該当するかの別

ロ 二 当該労災保険適用事業主の事業の労働保険番号、事業の名称、事業の行われる場所、事業
の種類及び成立している保険関係

ハ 三 当該労災保険適用事業主から一般拠出金事務の処理を委託された年月日

ホ 一 当該労災保険適用事業主が納付すべき一般拠出金の額、その納期限、労働保険事務組合が
該当労災保険適用事業主から領収した額及びそのうち政府へ納付した額並びに当該一般拠出
金の督促に係る事項

ホ 二 当該労災保険適用事業主に還付した一般拠出金の額及び還付年月日

ヘ 一 当該事業に使用する第一種特別加入者、第二種特別加入者及び第三種特別加入者に関する
事項

（委託等の届出）

第二条の八 労働保険事務組合は、一般拠出金事務の処理の委託があつたときは、遅滞なく、次に
掲げる事項を記載した届書を、その主たる事務所の所在地を管轄する公共職業安定所長（労働保
険事務組合であつて、労災保険適用事業主から処理を委託される一般拠出金事務が労災保険の保
険関係が成立している事業のうち徴収法第三十九条第一項に定める事業のみに係るものについて
は、その主たる事務所の所在地を管轄する労働基準監督署長）を経由して、その主たる事務所の
所在地を管轄する都道府県労働局長に提出しなければならない。

二 一般拠出金事務の処理を委託した労災保険適用事業主の氏名又は名称及び住所又は所在地
の場所、当該事業の概要、当該事業の種類及び当該事業に係る労働者数

三 労働保険事務組合の名称、所在地及び代表者の氏名

四 労働保険事務組合が処理を委託された一般拠出金事務の内容

五 一般拠出金事務の処理を委託された年月日

2 労働保険事務組合は、一般拠出金事務の処理の委託の解除があつたときは、遅滞なく、次に掲
げる事項を記載した届書を、その主たる事務所の所在地を管轄する公共職業安定所長（労働保
険事務組合であつて、労災保険適用事業主から処理を委託される一般拠出金事務が労災保険の保
険関係が成立している事業のうち徴収法第三十九条第一項に定める事業のみに係るものについて
は、その主たる事務所の所在地を管轄する労働基準監督署長）を経由して、その主たる事務所の
所在地を管轄する都道府県労働局長に提出しなければならない。

一 労働保険事務組合の名称、所在地及び代表者の氏名

第二条の十 この章の規定により、労災保険（電子情報処理組織による申告書等の提出

第二条の九 労働保険事務組合にその処理を委託された一般拠出金事務については、当該労働保険事務組合の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長及び公共職業安定所長並びに都道府県労働局労働保険特別会計歳入徴収官（労働保険事務組合であつて、労災保険適用事業主から処理を委託される一般拠出金事務が労災保険の保険関係が成立している事業のうち徴収法第三十九条第一項に定める事業のみに係るものについては、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長及び労働基準監督署長並びに都道府県労働局労働保険特別会計歳入徴収官）を、それぞれ、所轄都道府県労働局長及び所轄公共職業安定所長並びに所轄都道府県労働局歳入徴収官（労働保険事務組合であつて、労災保険適用事業主から処理を委託される一般拠出金事務が労災保険の保険関係が成立している事業のうち徴収法第三十九条第一項に定める事業のみに係るものについては、所轄都道府県労働局長及び所轄労働基準監督署長並びに所轄都道府県労働局歳入徴収官）とする。

五 一般拠出金事務の処理の委託を解除された理由
(管轄の特例)

- 二 一般拠出金事務の処理の委託を解除した労災保険適用事業主の氏名又は名称及び住所又は所在地
三 一般拠出金事務の処理の委託を解除した労災保険適用事業主が行う事業の労働保険番号、当該事業の名称及び当該事業の行われる場所
四 一般拠出金事務の処理の委託を解除された年月日

行規則第五条第二項の規定にかかるらず、当該労災保険適用事業主の電子署名が行われた情報及び当該電子署名に係る同条第一項各号に掲げる電子証明書を当該届書の提出と併せて送信するこ
とに代えることができる。

第三章 特別遺族給付金の請求の手続等

(特別遺族年金を受ける遺族の障害の状態)

条の規定により読み替えて適用する徴収法第二十条第一項の厚生労働省にて定める疾病は、次の表の第二欄に掲げる疾病とし、法第六十九条第二項の規定により読み替えて適用する徴収法第十七条第三項及び令第十七条の規定により読み替えて適用する徴収法第二十条第一項の厚生労働省による規則で定める疾病とする。

令で定める事業の種類は、同表の第一欄に掲げる疾病に応じ、それそれ同表の第三欄に掲げる事業とし、法第六十九条第二項の規定により読み替えて適用する徵収法第十二条第三項及び令第十一条の規定により読み替えて適用する徵収法第二十条の厚生労働省令で定める者は、同表の第三欄に掲げる事業の種類に応じ、それぞれ同表の第四欄に定める者とする。

又は一月以内の期間を定めて使用され、又は使用者の事業主は日々又は一月以内の期間を定めて使用されたもの（二月を超えて使用されるに至つたものを除く。）

業 事 の 事 建 設	第三欄に掲げる事業の種類に属する労災保険適用事業主を異にする二以上の事業場において石綿にさらされる業務に従事し、又は従事
----------------------------	--

業場において当該業務に従事した期間（当該死亡労働者等が、当該第二欄に掲げる疾病の発生の原因となつた業務に従事した最後の事業場における当該業務に従事した期間）のある死亡労働者等であつて、当該死亡労働者等について

最後の事業場に使用されるまでの間引き続いて当該最後の事業場の事業主の他の事業場に使用されていた場合にあつては、当該使用されていいた期間のうち当該業務に従事した期間を通算した期間。次項

の第四欄において「特定業務従事期間」という)が第一欄に掲げる疾病的うち石綿による中皮腫については一年、石綿による気管支又は肺の悪性新生物については十年に満たないもの

二 じん肺管理区分
が管理四に相当
すると認められ
業の事 建設 第三欄に掲げる事業の種類に属する労災保険適用事業主を異にする
二以上の事業場において石綿にさらされる業務に従事し、又は従事
したことのある死亡労働者等であつて、専門業者並事期間が三年こ

ヨリテナカニハ行ニ其間一二全レ
満たないもの
シテナカニハ行ニ其間一二全レ
る者に係る石綿
肺又はじん肺管

理区分が管理二
若しくは管理三
に相当すると認
められる者に係
る石綿肺と合併
したじん肺法施
行規則第一条第

一号から第五号
までに掲げる
疾病

(法第六十九条第二項及び令第十七条の規定により読み替えて適用する徴収法における特別遺族年金の額の算定)
第五条 法第六十九条第二項の規定により読み替えて適用する徴収法第十二条第三項及び令第十七条の規定により読み替えて適用する徴収法第二十条第一項の厚生労働省令で定めるところにより

算定する特別遺族年金（法第五十九条第一項の特別遺族年金をいう。以下同じ。）の額は、千二百万円とする。

(本別途旅金の請求)
第六条 特別遺産の支給を受けようとする者（次条第一項の規定に該当する者を除く。）は、
次に掲げる事項を記載した請求書を、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。
一 手当等支拂ひの名及び三月日

二 一
死亡労働者等の氏名及び生年月日

三 事業の名称及び事業場の所在地における特定の個人を識別するための号（以下「個人番号」という。）

四五六
死亡の年月日
第三号の事業場において石綿にさらされる業務に従事した期間及びその内容
第三号の事業場以外の事業場における石綿にさらされる業務に係る従事歴がと

ては、その従事した期間及びその内容
七 特別遺族年金の支給を受けることとなる場合において、次のイ及びロに掲げる者の区分に応
じ、当該イ又びロに定める事項

イ
当該特別遺産金の払渡しを受けることを希望する預貯金口座として、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）。以下「口座登録法」という。第二条第一項、第四条第一項及び第五条第二項）規定に

号以「一回預金」(以下「預金」) 第二条第一項 第四条第一項及び第五条第二項の規定による登録に係る預貯金口座(以下「公金受取口座」という。)を利用しようとする者 当該特別遭族年金の払渡しを受けることを希望する預貯金口座として、公金受取口座を利用する旨

口 ふ旨
に掲げる者以外の者 当該特別遺族年金の払渡しを受けることを希望する金融機関の名
称及び当該払渡しに係る預金通帳の記号番号又は当該特別遺族年金の払渡しを受けることを
希望する銀行の名前(以下「支取銀行」といふ)又は郵便局の名前

希望する垂便賃金銀行の営業所若しくは垂便局の名前
前項第五号に掲げる事項については、労災保険適用事業主の証明を受けなければならぬ。
第一項の請求書には、次に付ける書類の資料を添えなければならぬ。
一、手書きによる「預入金保証書」(略)
二、手書きによる「保証書」(略)

死亡災害者等に關して市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長又は総合区長とす）に提出した死亡診断書、死体検査書又は検視調査書に記載してある事項について

二　書の戸籍法（昭和二十一年法律第二百一十四号）第四十九条第一項の規定により発行される証明書（当該第一項の規定により発行される証明書を得ることのできない正当な理由があるときは、これを代わるべき書類）は、前記の規定により得られる書類（当該第一項の規定により得られる書類を得ることのできない正当な理由があるときは、これを代わるべき書類）と同様に、被り者（被り者及び被り者の配偶者等）の身分関係を正規に示すことができる。（著者注：署名の「署り」は誤りで「捺印」である。）

三 請求人又は第一項第二号の遺族が死亡労働者等と婚姻の届出をしていないが事實上婚姻関係

と同様の事情にあつた者であるときは、その事實を證明することができる書類（厚生労働大臣が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九の規定により当該書類と同一の内容を含む機構保存本人確認情報（同法第三十条の七第四項に規定する機構保存本人確認情報）をいう。以下同じ。）の提供を受けることができるときは、この限りでない。）

四 請求人及び第一項第二号の遺族（死亡労働者等の死亡の当時胎児であった子を除く。）が死亡労働者等の収入によって生計を維持していたことを証明することができる書類（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により当該書類と同一の内容を含む機構保存本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）

五 請求人及び第一項第二号の遺族のうち、第三条に規定する障害の状態にあることにより特別遺族年金を受けることができる遺族である者については、その者が死亡労働者等の死亡の時から引き続きその障害の状態にあることを証明することができる医師又は歯科医師の診断書その他資料

六 第一項第二号の遺族のうち、請求人と生計を同じくしている者については、その事実を証明することができる書類（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により当該書類と同一の内容を含む機構保存本人確認情報の提供の提供を受けることができるときは、この限りでない。）

第七条 法第六十一条第一項後段又は法第六十四条第二項の規定により準用する労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号。以下「労災保険法」という。）第十六条の五第一項後段の規定により新たに特別遺族年金の受給権者となつた者は、その先順位者が既に特別遺族年金の支給の決定を受けた後に特別遺族年金の支給を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した請求書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

一 死亡労働者等の氏名及び生年月日

二 請求人の氏名、生年月日、住所、個人番号及び死亡労働者等との関係

三 請求人と生計を同じくしている特別遺族年金を受けることができる遺族の氏名

四 特別遺族年金の支給を受けることとなる場合において、次のイ及びロに掲げる者の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項

イ 当該特別遺族年金の払渡しを受けることを希望する預貯金口座として、公金受取口座を利用しようとする者 当該特別遺族年金の払渡しを受けることを希望する預貯金口座として、公金受取口座を利用する旨

ロ 当該特別遺族年金の払渡しを受けることを希望する金融機関の名称及び当該払渡しに係る預金通帳の記号番号又は当該特別遺族年金の払渡しを受けることを希望する郵便貯金銀行の営業所若しくは郵便局の名称

前項の請求書には、次に掲げる書類その他の資料を添えなければならない。

一 請求人及び前項第三号の遺族と死亡労働者等との身分関係を証明することにより特別遺族年金を受けることができる医師又は歯科医師の診断書その他引き続きその障害の状態にあることを証明することができる医師又は歯科医師の診断書その他本又は抄本

二 請求人及び前項第三号の遺族のうち、第三条に規定する障害の状態にあることにより特別遺族年金を受けることができる遺族である者については、その者が死亡労働者等の死亡の時から引き続きその障害の状態にあることを証明することができる医師又は歯科医師の診断書その他（請求等についての代表者）

三 前項第三号の遺族については、その者が請求人と生計を同じくしていることを証明することができる書類（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により当該書類と同一の内容を含む機構保存本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）

二 死亡労働者等の氏名及び生年月日

三 法第六十二条第一号の場合にあつては、次に掲げる書類

一 請求人が死亡労働者等の収入によつて生計を維持していた者であるときは、その事実を証明することができる書類

二 請求人が死亡労働者等の収入によつて生計を維持していた者であるときは、その事実を証明することができる書類

三 法第六十二条第一号の場合にあつては、次に掲げる書類

一 死亡労働者等に關して市町村長に提出した死亡診断書、死体検案書又は検視調書に記載してある事項についての戸籍法第四十八条第二項の規定により発行される証明書（当該証明書を得ることができない正当な理由があるときはこれに代わる適當な書類）

ロ 請求人と死亡労働者等との身分関係を証明することができる戸籍の謄本又は抄本

四 法第六十二条第二号の場合において、請求人が特別遺族年金を受けることができる遺族であったことがないときは、前号ロに掲げる書類

一 請求人が死亡労働者等と婚姻の届出をしていないが事實上婚姻關係と同様の事情にあつた者であるときは、その事実を証明することができる書類

二 請求人が死亡労働者等の収入によつて生計を維持していた者であるときは、その事実を証明することができる書類

三 法第六十二条第一号の場合にあつては、次に掲げる書類

一 死亡労働者等に關して市町村長に提出した死亡診断書、死体検案書又は検視調書に記載してある事項についての戸籍法第四十八条第二項の規定により発行される証明書（当該証明書を得ることができない正当な理由があるときはこれに代わる適當な書類）

ロ 請求人と死亡労働者等との身分関係を証明することができる戸籍の謄本又は抄本

四 法第六十二条第二号の場合において、請求人が特別遺族年金を受けることができる遺族であったことがないときは、前号ロに掲げる書類

一 前条の規定は、特別遺族一時金の請求及び受領についての代表者の選任及び解任について準用する。

（特別遺族給付金に関する処分の通知等）

第十一条 所轄労働基準監督署長は、特別遺族給付金の支給に關する処分を行つたときは、遅滞なく、文書で、その内容を請求人又は受給権者若しくは受給権者であった者（次項において「請求人等」という。）に通知しなければならない。

二 所轄労働基準監督署長は、特別遺族給付金の支給に關する処分を行つたときは、請求人等から提出された書類その他の資料のうち返還を要する書類その他の物件があるときは、遅滞なく、これを返還するものとする。

（特別遺族年金証書）

第十二条 所轄労働基準監督署長は、特別遺族年金の支給の決定の通知をするときは、次に掲げる事項を記載した特別遺族年金証書（様式第二号）を当該受給権者に交付しなければならない。

一 特別遺族年金証書の番号

二 受給権者の氏名及び生年月日

三 支給の請求をした年月日

第十三条 特別遺族年金証書を交付された受給権者は、当該特別遺族年金証書を亡失し若しくは著しく損傷し、又は受給権者の氏名に変更があつたときは、特別遺族年金証書の再交付を所轄労働基準監督署長に請求することができる。

一 前項の請求をしようとする受給権者は、次に掲げる事項を記載した請求書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

二 特別遺族年金証書の番号

二 亡失、損傷又は氏名の変更の事由

三 特別遺族年金証書を損傷したことにより前項の請求書を提出するときはその損傷した特別遺族年金証書を遅滞なく廃棄し、受給権者の氏名に変更があつたことにより前項の請求書を提出するときは、氏名の変更前に交付を受けた特別遺族年金証書を遅滞なく廃棄するとともに、前項の請求書にその変更の事実を証明することができる戸籍の謄本又は抄本を添えなければならない。

第九条 法第五十九条第二項の特別遺族一時金（以下「特別遺族一時金」という。）の支給を受けた前項の規定により代表者を選任し、又はその代表者を解任したときは、遅滞なく、文書で、その旨を所轄労働基準監督署長に届け出なければならない。この場合には、併せてその代表者を選任し、又は解任したことを証明することができる書類を提出しなければならない。

（特別遺族一時金の請求）

第九条 法第五十九条第二項の特別遺族一時金（以下「特別遺族一時金」という。）の支給を受けた前項の規定により代表者を選任し、又はその代表者を解任したときは、遅滞なく、文書で、その旨を所轄労働基準監督署長に届け出なければならない。この場合には、併せてその代表者を選任し、又は解任したことを証明することができる書類を提出しなければならない。

4 特別遺族年金証書の再交付を受けた受給権者は、その後において亡失した特別遺族年金証書を発見したときは、遅滞なく、発見した特別遺族年金証書を廃棄しなければならない。
第十三条 特別遺族年金証書を交付された受給権者は、特別遺族年金を受ける権利が消滅した場合には、遅滞なく、当該特別遺族年金証書を廃棄しなければならない。
 (特別遺族年金の受給権者の定期報告)
第十四条 特別遺族年金の受給権者は、毎年、厚生労働大臣が指定する日(次項において「指定日」という)までに、次に掲げる事項を記載した報告書を、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。ただし、所轄労働基準監督署長があらかじめその必要がないと認めて通知したときは、この限りでない。

一 受給権者の氏名及び住所

二 その者と生計を同じくしている特別遺族年金を受けることができる遺族の氏名

三 受給権者及び前号の遺族のうち第三条に規定する障害の状態にあることにより特別遺族年金を受けることができる遺族である者のその障害の状態の有無

四 前項の報告書には、指定日前一月以内に作成された次に掲げる書類を添えなければならない。

五 受給権者及び前号の遺族の戸籍の謄本又は抄本

六 前項第一号の遺族については、その者が受給権者と生計を同じくしていることを証明することができる書類(厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により当該書類と同一の内容を含む機構保存本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない)。

七 受給権者の氏名、住所若しくは個人番号に変更があつた場合又は新たに個人番号の通知を受けた場合

八 法第六十一条第一項第二号に該当すること(法第六十条第一項第三号ニに掲げる要件に該当する場合を除く)により特別遺族年金を受ける権利が消滅した場合

九 特別遺族年金の受給権者と生計を同じくしている特別遺族年金を受けることができる遺族(法第六十条第一項第三号ニに掲げる要件に該当する遺族を除く)の数に増減を生じた場合

十 前項第一号に規定する場合に該当するときは、同項の届出は、特別遺族年金の受給権者の住所を管轄する労働基準監督署長を経由して行うことができる。

十一 特別遺族年金の受給権者が死亡した場合には、その者の遺族は、遅滞なく、文書で、その旨を所轄労働基準監督署長に届け出なければならない。

十二 第一項又は前項の届出をする場合には、当該文書に、その事実を証明することができる書類その他の資料を添えなければならない。ただし、厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により当該書類その他の資料と同一の内容を含む機構保存本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

十三 所轄労働基準監督署長は、前項の規定により提出された書類その他の資料のうち返還を要するときは、次に掲げる事項を記載した届書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

十四 新たに特別遺族年金の払渡しを受けることを希望する金融機関の名称及び当該払渡しに係る預金通帳の記号番号(払渡しを受ける預金口座として公金受取口座を現に利用する者が、当該払渡しを受ける預金口座として当該公金受取口座を利用しないことを希望する場合(口座登録

法第七条第一項の規定により当該公金受取口座の登録を抹消した場合を含む。以下この号において同じ。)にあっては、その旨を含む)、新たに特別遺族年金の払渡しを受けることを希望する郵便貯金銀行の営業所若しくは郵便局の名称(払渡しを受ける貯金口座として公金受取口座を現に利用する者が、当該払渡しを受ける貯金口座として当該公金受取口座を利用する場合にあっては、その旨の表示を含む)又は新たに年金たる保険給付の払渡しを受けようとする預貯金口座として公金受取口座を利用することを希望する旨及び受給権者の個人番号

2 前条第一項の規定は、前項の届出について準用する。

(労災保険適用事業主の助力等)

第十七条 労災保険適用事業主は、特別遺族給付金の支給を受けるべき者から特別遺族給付金を受けるために必要な証明を求められたときは、速やかに証明をしなければならない。

(労災保険適用事業主の意見申出)

第十八条 労災保険適用事業主は、当該労災保険適用事業主の事業に係る特別遺族給付金の支給の請求について、所轄労働基準監督署長に意見を申し出ることができる。

前項の意見の申出は、次に掲げる事項を記載した書面を所轄労働基準監督署長に提出することにより行うものとする。

一 労働保険番号

二 労災保険適用事業主の氏名又は名称及び住所又は所在地

三 死亡労働者等の氏名及び生年月日

四 死亡労働者等の死亡の年月日

五 労災保険適用事業主の意見

(未支給の特別遺族給付金)

第十九条 法第六十四条第一項の規定により読み替えて準用する労災保険法第十一条第一項の規定により未支給の特別遺族給付金の支給を請求しようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

一 死亡した受給権者の氏名及び死亡の年月日

二 請求人の氏名、住所及び死亡した受給権者(未支給の特別遺族給付金が特別遺族年金であるときは、死亡労働者等)との関係

三 未支給の特別遺族給付金の種類

四 前項の請求書には、次に掲げる書類その他の資料を添えなければならない。

一 死亡した受給権者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類(厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により当該書類と同一の内容を含む機構保存本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない)。

二 未支給の特別遺族給付金が特別遺族年金であるときは、次に掲げる書類その他の資料

イ 請求人と死亡労働者等との身分関係を証明することができる戸籍の謄本又は抄本

ロ 請求人が第三条の障害の状態にあることにより特別遺族年金を受けることができる遺族であるときは、その者が死亡した受給権者と婚姻の届出をしていないが事實上婚姻関係と同様の事情にあつた者であるときは、その事実を証明することができる書類

ハ 請求人が死亡した受給権者と生計を同じくしていたことを証明することができる書類

三 請求人は、法第六十四条第一項の規定により読み替えて準用する労災保険法第十一条第一項の規定による請求と併せて、当該請求人に係る特別遺族給付金の支給を請求する場合において、前二項の規定により提出すべき書類その他の資料の全部又は一部に相当する書類その他の資料を當

3

一 請求人は、法第六十四条第一項の規定により読み替えて準用する労災保険法第十一条第一項の規定による請求と併せて、当該請求人に係る特別遺族給付金の支給を請求する場合において、前二項の規定により提出すべき書類その他の資料の全部又は一部に相当する書類その他の資料を當

二 受給権者の氏名及び住所

三 新たに特別遺族年金の払渡しを受けることを希望する金融機関の名称及び当該払渡しに係る預金通帳の記号番号(払渡しを受ける預金口座として公金受取口座を現に利用する者が、当該払渡しを受ける預金口座として当該公金受取口座を利用しないことを希望する場合(口座登録

該特別遺族給付金の支給を請求するために出したときは、その限度において、前二項の規定により提出すべき書類その他の資料を提出しないことができる。

(過誤払による返還金債権への充当)

第二十条 法第六十四条第二項の規定により読み替えて準用する労災保険法第十二条の二の規定による特別遺族年金の支払金の金額の過誤払による返還金債権への充当は、次の各号に掲げる場合に行うことができる。

- 一 特別遺族年金の受給権者の死亡に係る特別遺族年金又は特別遺族一時金の受給権者が、当該特別遺族年金の受給権者の死亡に伴う当該特別遺族年金の支払金の金額の過誤払による返還金債権に係る債務の弁済をするべき者であるとき。
- 二 特別遺族年金の受給権者が、同一の事由による同順位の特別遺族年金の受給権者の死亡に伴う当該特別遺族年金の支払金の金額の過誤払による返還金債権に係る債務の弁済をするべき者であるとき。

(所在不明による支給停止の申請)

第二十一条 法第六十四条第二項の規定により準用する労災保険法第十六条の五第一項の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を、所轄労働基準監督署長に提出することによって行わなければならない。

- 一 所在不明者の氏名、最後の住所及び所在不明となつた年月日
- 二 申請人の氏名及び住所
- 三 申請人が所在不明者と同順位者であるときは、申請人の年金証書の番号

前項の申請書には、所在不明者の所在が一年以上明らかでないことを証明することができる書類を添えなければならない。ただし、厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により当該書類と同一の内容を含む機関保存本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

(所在不明による支給停止の解除の申請)

第二十二条 法第六十四条第二項の規定により準用する労災保険法第十六条の五第二項の規定による申請は、申請書及び特別遺族年金証書を、所轄労働基準監督署長に提出することによって行わなければならない。

第二十三条 死亡労働者等の遺族が、当該死亡労働者等を使用していた労災保険適用事業主から民法（明治二十九年法律第八十九号）その他の法律による損害賠償（以下この条において「損害賠償」という。）を受けることができる場合であつて、特別遺族給付金の支給を受けるべきときは、同一の事由について、損害賠償を受けたときは、次に掲げる事項を記載した届書を、遅滞なく、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

一 死亡労働者等の氏名及び生年月日
二 損害賠償を受けた者の氏名、住所及び死亡労働者等との関係
三 事業の名称及び事業場の所在地

四 損害賠償の受領額及びその受領状況
五 前各号に掲げるもののほか、法第六十五条の規定により行われる特別遺族給付金の支給停止又は減額の基礎となる事項
六 前項第三号から第五号までに掲げる事項については、死亡労働者等を使用していた労災保険適用事業主の証明を受けなければならない。

- 3 第十七条の規定は、前項の規定による労災保険適用事業主の証明について準用する。
(費用の納付)
- 2 第二十四条 法第六十六条第一項の規定による徴収金は、日本銀行又は都道府県労働局若しくは労働基準監督署に納付しなければならない。
(公示・送達の方法)

第二十五条 法第六十六条第四項の規定により準用する徴収法第三十条の規定により国税徴収の例によることとされる徴収金に関する公示送達は、都道府県労働局長が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する旨をその都道府県労働局の掲示場に掲示して行う。

第二十六条 法第七十七条、第七十三条第一項及び第七十四条第一項の規定による報告等の請求並びに法第七十一条の規定による命令は、所轄都道府県労働局長又は所轄労働基準監督署長が文書によつて行うものとする。

(証明書の様式)

第二十七条 法第七十三条第四項及び第七十四条第一項において準用する法第五十条の六第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、それぞれ様式第三号及び様式第四号によるものとする。

附 則 (平成一九年三月二七日厚生労働省令第三二号) 抄

第一条 この省令は、石綿による健康被害の救済に関する法律の施行の日（平成十八年三月二十七日）から施行する。

附 則 (平成一九年三月二七日厚生労働省令第一二二号) 抄

第一条 この省令は、平成十九年十月一日から施行する。

附 則 (平成一〇年三月三一日厚生労働省令第六七号) 抄

第一条 この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年九月二五日厚生労働省令第一二二号) 抄

第一条 この省令は、平成十九年十月一日から施行する。

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（以下「新徴収則」という。）様式第一号による保険関係成立届、労働保険事務等処理委託届及び任意加入申請書、新徴収則様式第二号による保険関係成立届、労働保険事務等処理委託届、新徴収則様式第四号による下請負人を事業主とする認可申請書、新徴収則様式第五号の二による継続被一括事業名称・所在地変更届並びに新徴収則様式第七号（甲）による一括有期事業報告書（建設の事業）並びにこの省令による改正後の厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則（以下「新石綿則」という。）様式第七号による労働保険事務等処理委託届とみなす。

3 新徴収則第四条第二項の規定による保険関係成立届、新徴収則第五条第二項の規定による名稱、所在地等変更届、新徴収則第八条の規定による下請負人を事業主とする認可申請書、新徴収則第十条第四項の規定による継続被一括事業名称・所在地変更届、新徴収則第三十四条の規定による一括有期事業報告書（建設の事業）、新徴収則第六十条第一項の規定による労働保険事務等処理委託届、新徴収則附則第二条第一項の規定による任意加入申請書及び新石綿則第二条の八第一項の規定による労働保険事務等処理委託届は、当分の間、なお從前の様式によることができる。

附 則 （平成二二一年一二月二八日厚生労働省令第一六七号）抄

（施行期日） 第一条 この省令は、平成二十二年一月一日から施行する。
附 則 （平成二二一年七月一日厚生労働省令第八九号）
この省令は、平成二十二年七月一日から施行する。

附 則 （平成二二三年九月二九日厚生労働省令第一〇七号）抄

（施行期日） 1 この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。
2 この省令は、雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行の日（平成二十二年十月一日）から施行する。

附 則 （平成二二三年一月一三日厚生労働省令第四四号）

1 この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。
2 この省令の施行の際現に提出されている第一条の規定による改正前の労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（以下「旧徴収則」という。）様式第六号による概算保険料申告書、増加概算保険料申告書及び確定保険料申告書並びに旧徴収則様式第十七号による労働保険事務等処理委託解除届並びに第二条の規定による改正前の厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則（以下「新石綿則」という。）様式第一号による保険料申告書及び新石綿則様式第七号による労働保険事務等処理委託届とみなす。

3 新徴収則第四条第二項の保険関係成立届、新徴収則第八条の下請負人を事業主とする認可申請書、新徴収則第二十四条第三項の概算保険料申告書、新徴収則第二十五条第三項の増加概算保険料申告書、新徴収則第三十三条第二項の確定保険料申告書、新徴収則第三十六条第二項の労働保険料還付請求書、新徴収則第六十四条第一項の労働保険事務等処理委託届及び新徴収則附則第二条第一項の任意加入申請書並びに新石綿則第二条の二第二項の一般拠出金還付請求書及び新石綿則第二条の八第一項の労働保険事務等処理委託届は、当分の間、なお旧徴収則及び旧石綿則の相当様式によることができる。

附 則 （平成二四年九月二八日厚生労働省令第一三五号） （施行期日） 1 この省令は、平成二十四年十月一日から施行する。

附 則 （平成二七年九月二九日厚生労働省令第一五〇号）抄

（施行期日） 第一条 この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）の施行の日（平成二十七年十月五日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1 第六条、第八条から第十条まで、第十二条、第十三条、第十五条、第十七条、第十九条から

第二十九条まで及び第三十一条から第三十八条までの規定（番号利用法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年一月一日））による労働保険事務等処理委託解除届、第二条の規定による改正後の厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則（以下「新石綿則」という。）様式第一号による一般拠出金申告書及び新石綿則第二十四条第三項の規定による概算保険料申告書、新徴収則第二十五条第三項の規定による増加概算保険料申告書、新徴収則第三十三条第二項の規定による確定保険料申告書及び新徴収則第六十四条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定による労働保険事務等処理委託解除届並びに新石綿則第二条の二第二項の規定による一般拠出金申告書及び新石綿則第二条の八第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定による労働保険事務等処理委託解除届は、当分の間、なお從前の様式によることができる。

附 則 （平成二三年一月三一日厚生労働省令第一二号）

この省令は、平成二十三年二月一日から施行する。

附 則 （平成二三年一月三一日厚生労働省令第一五六号）抄

（施行期日） 第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二四年九月一一日厚生労働省令第一一五号）

この省令は、平成二十五年一月一日から施行する。

この省令の施行の際現に提出されている第一条の規定による改正前の労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（以下「旧徴収則」という。）様式第一号による保険関係成立届、労働保険事務等処理委託届及び任意加入申請書、旧徴収則様式第四号による下請負人を事業主とする保険関係成立届、労働保険事務等処理委託届及び任意加入申請書、旧徴収則様式第六号による概算保険料申告書、增加概算保険料申告書及び確定保険料申告書並びに旧徴収則様式第八号による労働保険料還付請求書並びに第二条の規定による改正前の厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則（以下「旧石綿則」という。）様式第一号による一般拠出金申告書、旧石綿則様式第二号による一般拠出金還付請求書及び旧石綿則様式第七号による労働保険事務等処理委託届は、それぞれ、第一条の規定による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（以下「新徴収則」という。）様式第一号による保険料申告書並びに旧徴収則様式第六号による概算保険料申告書並びに新徴収則様式第八号による労働保険料還付請求書並びに第二条の規定による改正後の厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則（以下「新石綿則」という。）様式第一号による一般拠出金申告書及び新石綿則様式第七号による労働保険事務等処理委託届とみなす。

附 則 （平成二四年九月一八日厚生労働省令第一三五号）

（施行期日） 第一条 この省令は、平成二十四年十月一日から施行する。

附 則 （平成二七年九月二九日厚生労働省令第一五〇号）抄

（施行期日） 第一条 この省令は、地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）の施行の日

附 則 （平成二十八年四月一日厚生労働省令第一一五号）

（施行期日） 第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成三〇年一月三〇日厚生労働省令第一三七号）

この省令は、平成三十一年一月三〇日から施行する。

(附則) (平成三年三月八日厚生労働省令第一〇号)

(経過措置)

（施行期日）
この省令は、平成三十二年四月一日から施行する。

（電子情報処理組織を使用して行う申告に関する経過措置）
第一条の規定による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（以下この項において「新徴収則」という。）第二十四条第三項、第二十五条第三項及び第三十三条第二項の規定及び第二条の規定による改正後の厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則第二条の二第二項の規定は、特定法人（新徴収則第二十四条第三項に規定する特定法人をいう。）の平成三十二年四月一日以後に開始する事業年度（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第十三条及び第四十四条に規定する事業年度をいう。）に係る労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十年法律第八十四号）第十五条第一項、第十六条及び第十九条第一項の規定及び石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）第三十八条第一項において読み替えて適用する労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十九条第一項の規定による申告書の提出について適用する。

（附則）（令和元年六月二八日厚生労働省令第一〇号）抄
第一条 この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。
(様式に関する経過措置)
第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

(附則) (令和元年九月二七日厚生労働省令第五二号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、令和二年一月一日から施行する。ただし、第五条中厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則第二十七条の改正規定、第六条中失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う労働省令の整備等に関する省令第十三条第二項及び第三項の改正規定並びに次条の規定は、公布の日から施行する。

(附則) (令和二年七月一三日厚生労働省令第八〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第十号に掲げる規定及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年五月二十七日）から施行する。ただし、この省令による改正後の厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則第十四条第一項の規定は、令和七年四月一日から施行する。

(附則) (令和二年七月一三日厚生労働省令第一四一号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、令和二年九月一日から施行する。

(附則) (令和三年三月二十四日厚生労働省令第五八号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、令和三年四月一日から施行する。

(附則) (令和四年三月三〇日厚生労働省令第四九号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、令和四年四月一日から施行し、第四条中労働者災害補償保険特別支給金支給規則附則第七項の改正規定及び第五条中労働者災害補償保険特別支給金支給規則の一部を改正する省令附則第六条第一項の改正規定は、令和二年九月一日から適用し、第五条中同令附則第六条第五項の改正規定は、平成九年四月一日から適用する。

(第三条) 第三条の規定による改正後の厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則（次項において「新施行規則」という。）の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

（新施行規則様式第二号の規定の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。）
附則 (令和六年五月二四日厚生労働省令第八八号)

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第十号に掲げる規定及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年五月二十七日）から施行する。ただし、この省令による改正後の厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則第十四条第一項の規定は、令和七年四月一日から施行する。

様式第1号(第2条の6関係)(表面)

		第 号
		印
労 働 保 険 檢 察 証		
写真		
官 氏	職 名	
年 年	月 月	日 生 日 付 付

(日本産業規格B列8)

様式第1号(第2条の6関係)(裏面)

この検査証を所持する者は、労働保険の保険料の
徴収等に関する法律第43条(石綿による健康被害
の救済に関する法律第38条第1項の規定により準
用する場合を含む。)の規定により、保険関係が成
立し、若しくは成立していた事業の事業主又は労
働保険事務組合若しくは労働保険事務組合であつ
た団体の事務所に立ち入って、関係者に対して質
問し、又は帳簿書類の検査ができる。

様式第2号(第十一条関係)

表紙(表面)

石綿健康被害救済法 特別遺族年金証書 厚生労働省

表紙(裏面)

石綿健康被害救済法 特別遺族年金証書				
管轄局署	年金証書の番号	技番号	死亡労働者等の生年月日	再発行番号
<hr/>				
受給権者の氏名				
<hr/>				
受給権者の生年月日			年 月 日	
<hr/>				
請求年月日			年 月 日	
<hr/>				
石綿による健康被害の救済に関する法律によって上記の特別遺族年金の支給を行なうことを決定したことを証します。 年 月 日				
労働基準監督署長				

大きさは、縦114.3 ミリメートル、横 177.8 ミリメートル

裏表紙(裏面)

(注意)

- 1 年金証書の提示又は提出
 (1) 郵便局における年金の支払を受けようとするときは、窓口に送金通知書を提出するとともにこの証書を提示してください。
 (2) 年金の支給決定を受けた労働基準監督署長から年金証書の提示又は提出を命ぜられたときは、その労働基準監督署長にこの証書を提示又は提出してください。
- 2 年金証書の再交付
 この証書を亡失し若しくは著しく損傷し、又は受給権者の氏名に変更があったときは、年金証書の再交付を年金の支給決定を受けた労働基準監督署長に請求してください。
 なお、年金証書の再交付を請求するとき(亡失の場合を除く。)は、既に交付を受けている年金証書を廃棄してください。

裏表紙(表面)

3 年金証書の返納

- (1) 次の場合には、この証書を速やかに廃棄してください。
 イ 年金を受ける権利が消滅したとき
 ロ その他年金の支給決定を受けた労働基準監督署長から廃棄を命ぜられたとき
- (2) 再交付を受けた後において、亡失した年金証書を発見したときは、発見した年金証書を速やかに廃棄してください。

大きさは、縦114.3 ミリメートル、横 177.8 ミリメートル

様式第3号（第二十七条関係）（表面）

様式第3号(第二十七条関係)(表面)

官職 氏名	事業場検査証 厚生労働省 又は都道府印	第 号 年 月 日 交付 石綿による健康被害の救済に関する法律(抄)
----------	---------------------------	--

様式第3号（第二十七条関係）（裏面）

様式第3号(第二十七条関係)(裏面)

石綿による健康被害の救済に関する法律(抄) 第七十二条第一項 厚生労働大臣は、特別遭族給付金の支給に關し必要があると認 めるときは、当該職員に、労災保険の保険關係が成立している事業の事業場又は 労働保険事務組合等の事務所に立ち入り、関係者に質問させ、又は検査書類その 他の物件を検査させることができる。

様式第4号(第二十七条関係)(表面)

	第 号
	年 月 日 交付
官職 氏 名	石綿による健康被害の救済に関する法律 (抄)
診療録質問証 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 厚生労働大臣 又は都道府県労働局印 </div>	

様式第4号(第二十七条関係)(裏面)

	第七十四条第一項 厚生労働大臣は、特別遭族給付金の支給に關し必要があると認めるときは、特別遭族給付金の支給に係る遭族の診断若しくは診療、薬剤の支給若しくは手当を行つた者又はこれを使用する者に対し、その行った診断又は診療、薬剤の支給若しくは手当につき、報告若しくは診療録その他の物件の提示を求め、又は当該職員に質問させることができる。
--	--